

後期高齢者医療制度に関するお知らせ

国保年金課医療福祉係 ☎826-1111 内線2406

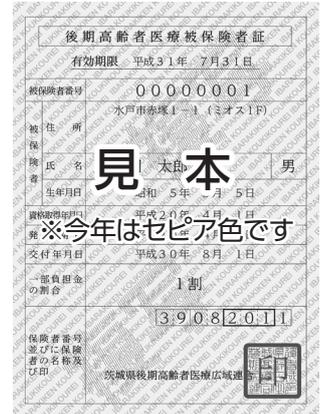
後期高齢者医療制度の被保険者には、茨城県後期高齢者医療広域連合から被保険者証(保険証)が1人に1枚交付されます。医療機関などにかかる時には、「後期高齢者医療被保険者証」を提示してください。

8月1日から保険証が新しくなります

新しい保険証を送付しますので8月1日からは新しい保険証を医療機関に提示してください。窓口での自己負担割合は、1割(一般)または3割(現役並み所得者の方)です。なお、現在お持ちの保険証の有効期限は7月31日までです。有効期限を過ぎた保険証は、ご自分で処分するか、国保年金課、各支所・出張所にご返却ください。

保険証は簡易書留で発送します

保険証は7月12日(木)から順次簡易書留で配達します。不在の場合は「不在連絡票」が投函され、7月31日(火)まで土浦郵便局(城北町)に保管されます。「不在連絡票」を受け取った方は、速やかに郵便局に連絡し受領してください。郵便局での留置期間終了後は、国保年金課窓口での交付となりますのでご注意ください。



医療機関等の窓口での自己負担限度額について

次の方は「後期高齢者医療限度額適用認定証」または、「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」を申請・取得し、医療機関などの窓口で提示することで、窓口での支払いが医療機関ごとに限度額までとなります。

- ・住民税課税所得690万円未満の現役並み所得者(3割負担)の方
- ・住民税非課税の世帯の方

現在、住民税非課税の世帯の方で認定証の交付を受けており、8月以降も引き続き該当になる方には、原則として保険証と一緒に送付します。新たに住民税非課税の世帯または住民税課税所得690万円未満の現役並み所得者(3割負担)に該当になった方には、市から申請書を送付しますので、7月末までに国保年金課に申請し、交付を受けてください。

後期高齢者医療保険料の納め方

保険料は、個人ごとに納付していただきます。今年度の保険料額決定通知書は、7月中旬に送付します。

特別徴収

年金受給額が年額18万円以上の方は、年金から差し引きとなります。ただし、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が、年金支給額の2分の1を超える場合などは、特別徴収になりません。

普通徴収

特別徴収の対象とならない方は、市から送付される納付書により8期に分けて納めていただきます。納期限内に指定の金融機関、郵便局、コンビニエンスストア、市役所、各支所・出張所で納付してください。

特別徴収の徴収月

仮徴収	4月	平成30年2月の徴収額と同じ額、もしくは前年度の一年間の保険料の6分の1の額が、各月の徴収額となります。
	6月	
	8月	
本徴収	10月	平成29年中の所得に基づいて算定した年額の保険料から、仮徴収の額を差し引いた残額を3回に分けて納めていただきます。
	12月	
	2月	

納期限

1期	平成30年7月31日	5期	平成30年11月30日
2期	平成30年8月31日	6期	平成30年12月25日
3期	平成30年10月1日	7期	平成31年1月31日
4期	平成30年10月31日	8期	平成31年2月28日

保険料の計算方法

均等割額 39,500円 + 所得割額 (総所得金額等-33万円)×8.0%

※一年間の保険料の上限額は62万円です。所得の低い方は、世帯の所得に応じて保険料が軽減されます。